

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、指定地方公共機関及び本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、一般災害対策編「第1部総則 第2章防災機関の業務の大綱」に定めるところによる。

第2章 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1節 資機材、人員等の配備手配

第1 物資等の調達手配

市は、必要な物資、資機材及び人員の配備状況を把握する。被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは次のとおり。なお、必要に応じて、県等に応援を要請するものとする

第2節 他機関に対する応援要請

第1 応急対策の実施のために必要な他機関からの応援等に関する協定は、第3部第1章第4節の「広域応援体制」に定めるところによる。

第2 市は必要があるときは、第1に掲げる応援協定に基づいて、応援を要請するものとする。

第3 自衛隊への災害派遣については、一般災害対策編「第3部第1章第5節自衛隊の災害派遣」に定めるところによる。なお、地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておく。

第4 民間団体への協力要請については、一般災害対策編「第3部第1章第6節技術者・技能者及び労働者の確保」に定めるところによる。

第3節 物資の備蓄・調達

被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法については第3部第3章第4節の「生活必需品の給与」に定めるところによる。

第4節 帰宅困難者への対応

帰宅困難者への対応については、地震災害対策編第3部第2章第11節第7「帰宅困難者に係る対策」に定めるところによる。

第1 市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

第2 帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3章 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

市又は堤防，水門等の管理者は，次のとおり各種整備等を行うものとする。

1 堤防，水門等の点検・計画的な整備

津波による被害を防止・軽減するため，大きな津波が来襲するおそれのある地域において，住民等の生命を守ることを最優先として，住民等の避難を軸とした，堤防，防潮堤，水門等の施設の計画的な整備を推進するものとする。また，既存の施設については，耐震点検を実施し，計画的な補強・整備に努めるものとする。

2 堤防，水門等の自動化・遠隔操作化の推進

地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実にを行うため，水門等の自動化・遠隔操作化に努めるものとする。

3 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実にを行うための体制

水門等の開閉体制，開閉手順，平常時の管理方法の確立及び定期的な開閉点検，開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において，水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

また，内水排除施設等は，施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備，点検等他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

4 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート，ヘリコプター臨時発着場等の整備方針

市は，津波等により孤立が懸念される地域について，ヘリコプターが着陸可能なスペースの確保に努めるものとする。市は，必要に応じ，その設置基準等について，県の助言を求めることができる。

5 防災行政無線等の整備等の方針

市は，津波警報等の住民への迅速な伝達を行うため，防災行政無線等の整備・維持を行うものとする。

第2節 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は，一般災害対策編「第3部第2章第2節気象警報等収集・伝達」に定めるところによる。

第3節 地域住民等の避難行動等

市が行う避難対策については，一般災害対策編「第2部第2章第5節避難体制の整備」に定めるところにより，市が開設する避難所については，一般災害対策編「第3部第3章第1節避難所の運営」に定めるところによる。

推進計画への記載とは別に，海岸線等を有する全ての市町村は，地域特性等を踏まえ，津波による浸水想定区域の設定，避難対象地域の指定，避難場所・避難路等の指定，津波情報の収集・伝達の方法，避難指示の具体的な発令基準，避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。

避難行動要支援者の避難支援等、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるものとするとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。

強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、さらに、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とすること。その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施すること。

第4節 避難場所及び避難所の運営・安全確保

県は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に際し、次のことに留意し、取り組むこととする。

- 1 避難行動要支援者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
- 2 避難生活環境の向上による災害関連死防止に必要な対策について留意する。
- 3 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- 4 避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難所の運営に協力する。
- 5 夏季における避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮する。
- 6 孤立するおそれのある集落、離島や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮する。
- 7 避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供について配慮する。

第5節 意識の普及・啓発

県は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、周知を行う。

第6節 消防機関等の活動

第1 市は消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために、講ずる措置について次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- 1 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- 2 津波からの避難誘導

- 3 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- 4 救助・救急等

第2 地震が発生した場合は、水防管理団体等は次のとおり措置をとるものとする。

- 1 所管区域内の監視，警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- 2 水門，^{こもん}閘門及び防潮扉の操作又は捜査の準備並びに人員の配置
- 3 水防資機材の点検，整備，配備

第7節 上下水道，電気，ガス，通信，放送関係

第1 上下水道

水道事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講じるものとする。

第2 電気

- 1 電力事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等に加え、避難所等での熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電気事業者と共有する。また、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧に必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定公共機関電力株式会社鹿児島営業所が行う措置は、一般災害対策編「第3部第4章第1節電力施設の応急対策」に定めるところによる。

第3 ガス

- 1 ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓廃止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- 2 ガス事業者が行う措置は、一般災害対策編「第3部 第4章 第2節ガス施設の応急対策」に定めるところによる。

第4 通信

- 1 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するために、電源の確保、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等時の措置を講じるものとする。
- 2 指定公共機関西日本電信電話株式会社鹿児島支店が行う措置は、一般災害対策編「第3部 第4章 第5節 電気通信施設の応急対策」に定めるところによる。

第5 放送

- 1 放送事業者は、報道が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達に不可欠であることから、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- 2 放送事業者は、県、市、防災関係機関と協力して被害に対する情報、交通に対する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- 3 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の具体的な被災防止措置を講じるものとする。
- 4 指定公共機関日本放送協会鹿児島放送局が行う措置は、日本放送協会鹿児島放送局が定める防災業務計画による。
- 5 指定地方公共機関株式会社南日本放送、鹿児島テレビ株式会社、株式会社鹿児島放送、株式会社読売テレビ、株式会社エフエム鹿児島が行う措置は、各放送局が定める防災に関する計画による。

第8節 交通対策

第1 道路

市、県警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する都府県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

第2 海上

- 1 第十管区海上保安本部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化や船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を講ずるものとする。また、津波による危険が予想される場合に安全な海域への船舶の退避等を円滑に実施する措置を次のとおり実施する。
- 2 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難等、必要な安全確保対策を講じるものとする。

第3 鉄道

鉄道関係機関は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運航の停止等の運行上の措置を講じるものとする。

第4 乗客等の避難誘導

列車・船舶等の旅客運送事業者や、駅、空港等のターミナルの施設管理者は乗客やターミナルに滞在する者等の避難に必要な緊急連絡体制の整備等に努めるものとする。

第9節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。

第1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

1 各施設に共通する事項

- (1) 津波警報等の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の避難のための措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食料等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検、整備
- (7) 非常用発電装置の整備、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

2 個別事項

- (1) 病院等にあつては重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置
- (2) 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
 - ア 学校等が、津波浸水想定地域内にあるときは、避難誘導のための必要な措置
 - イ 学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置
- (3) 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置。詳細な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

第2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- 1 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、第1の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。なお、県は、市町村が行う屋内退避に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- 2 市は、指定避難所又は救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、1の(1)又は1の(2)に掲げる措置を取る。

第3 地震発生時の緊急点検及び巡視

地震発生時には津波襲来に備え、緊急点検及び巡視を実施する。

第4 工事中の建築等に対する安全確保上実施すべき措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置を実施する。

第10節 迅速な救助

第1 市は、消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急隊活動

の実施の体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。救助・救急活動の実施体制に当たっては、孤立集落、離島や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。

第2 市は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の

人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

第3 市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の

活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

第4章 時間差発生等に備えた対応

第1節 基本方針

第1 防災対応の基本的な考え方

平成31年に内閣府が策定した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」(令和元年5月一部改正)において、南海トラフ地震の時間差発生等に備えた防災対応の基本的な考え方が示されており、その考え方は、

- 地震発生時期等の角度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは、現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択するという考え方が重要
- 日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要である。

そのため、本章に定める防災対応の実行にあたっては、明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、社会全体としては後発地震(異常な現象が発生した後に発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。以下同じ。)に備えつつ、通常の世界活動をできるだけ維持することを基本とする。

なお、県及び市は、被災するリスクが高い地域や施設については、津波から安全に避難できるような施設整備や地域づくり、施設の耐震化などの事前対策を実施することが重要であり、これらの事前対策を推進することが後発地震への備えのみならず、突発地震に対する安全性の確保に繋がるということに留意し、本計画に基づき引き続き平時から防砂対策の推進に努めるものとする。

第2 異常現象の発生に応じた情報の発表と対応

南海トラフ沿いで異常な現象が発生した場合や、それらの異常な現象が発生した後に大規模地震の発生する可能性が平常時と比べ相対的に高まっていると評価された場合等には、気象庁から図1のとおり南海トラフ地震臨時情報が発表される。

管轄地域内の地域住民等並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達されるようにする必要があるため、県及び推進地域に指定されている市は、これらの気象庁が発表する情報の内容に応じて、後発地震の発生に備えあらかじめ定めた対策を実施する。

【図1 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件】

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中) ※	南海トラフ沿いで観測された異常現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合(半割れケース)
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード7.0以上8.0未満の地震(一部割れケース)や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれかにも当てはまらない現象と評価した場合

※気象庁は、地震の規模の誤差等を考慮し、南海トラフ沿いの想定震源域内又はその周辺において速報的に解析されたマグニチュード6.8以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に、南海トラフ臨時情報(調査中)を発表し、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始することとしている。

第3 時差発生等に備えた防災対応の基本的方針

1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が対象とする後発地震の対応

(1) 国の後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、国から、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示がなされる。

県及び市は当該国からの指示が発せられた場合、あらかじめ定めた対応を適切に実施するものとする。

(2) 後発地震に対して警戒する措置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、県及び市は、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して警戒する措置(以下「巨大地震警戒対応」という。)をとるものとする。

(3) 巨大地震警戒対応の内容

巨大地震警戒対応の内容は概ね次のとおりとする。

ア 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における住民等の避難

イ 住民等への日頃からの地震の備え(家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、家庭等における備蓄の確認等)の再確認の呼びかけ

ウ 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

エ その他必要な措置

(4) 避難指示等の発令

国・県から、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示がなされた場合は、後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある沿岸部地域においては、高齢者等避難等を発令し、住民等の避難の誘導を行う。

なお、その場合、住民等に対しては知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民等については、市が避難所の確保を行うものとする。

(5) 期間経過後の措置

巨大地震警戒対応をとる期間が経過した後は、巨大地震警戒対応は原則解除するものとし、県及び市は、その後さらに、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して注意する措置（以下「巨大地震注意対応」という。）をとるものとする。

巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震の対応

(1) 後発地震に対して注意する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、県及び市はあらかじめ定めた期間、巨大地震注意対応をとるものとする。

(2) 巨大地震注意対応の内容

巨大地震注意対応の内容は、概ね次のとおりとする。

ア 住民等への日頃からの地震の備え（家具等の固定、避難場所、避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、家庭等における備蓄の確認等）の再確認の呼びかけ

イ 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

ウ その他必要な措置

(3) 期間経過後の措置

巨大地震警戒対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

3 住民等への周知等

県及び市は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合、次の内容を正確かつ迅速に、関係機関及び住民等に伝達する。

- ・ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容
- ・ 国及び県からの警戒する措置をとるべき旨の指示、住民等に対する周知及び呼びかけの内容

【臨時情報発表時の防災対応】

	プレート境界のM8 以上の地震※1	M7 以上の地震※2	ゆっくりすべり※3
発表される臨時情報	臨時情報（巨大地震警戒）	臨時情報（巨大地震注意）	
発生直後	個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備開始		個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始 （検討が必要と認められた場合）
（最短） 2時間程度	巨大地震警戒対応 ・後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における住民等の避難 ・日頃からの地震の備えを再確認する等	巨大地震注意対応 日頃からの地震の備えを再確認する等	巨大地震注意対応 日頃からの地震の備えを再確認する等
	1週間	巨大地震注意対応 日頃からの地震の備えを再確認する等	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
2→週間	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで			
大規模地震が発生するまで			大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

※1 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合（半割れケース）

※2 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上8.0未満の地震（一部割れケース）が発生。又は南海トラフの想定地震域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生したと評価された場合

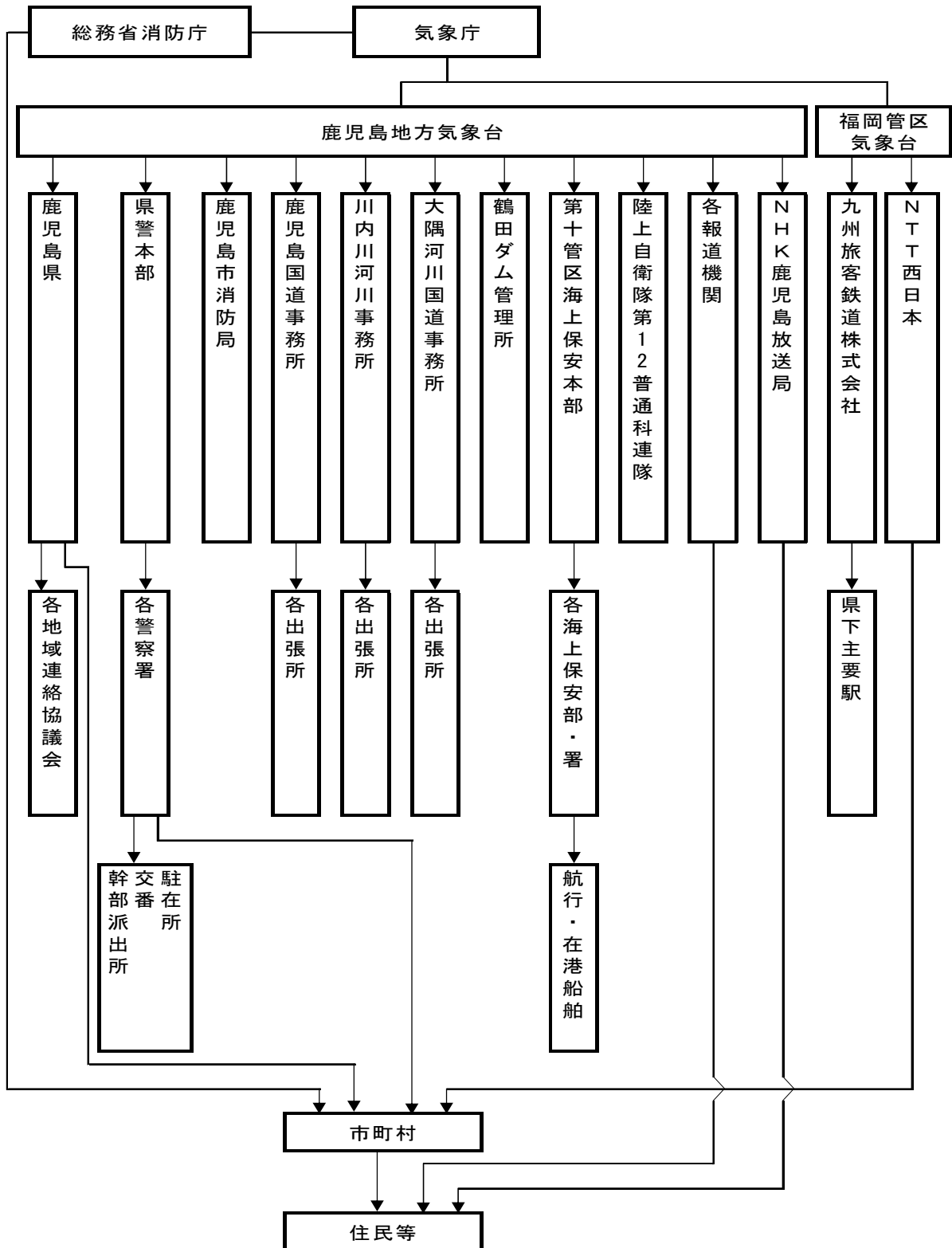
※3 ひずみ計等で優位な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合（ゆっくりすべりケース）

第2節 平時における対策

第1 南海トラフ地震臨時情報の収集・伝達系統

県及び市は、図2の伝達系統のとおり、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報を確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する体制を整備する。

【図2 南海トラフ地震臨時情報伝達系統】



第2 南海トラフ地震臨時情報の周知

県及び市は気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合に、住民等が同情報の内容に併せ、適切かつ冷静な対応をとることができるよう、平時から住民等に対し、同情報の内容や同情報が発表された場合にとるべき防災対応等を周知する。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

第1 情報連絡体制の設置

気象庁から発表される情報の収集や県との情報伝達、連絡調整のため、危機管理課職員による情報連絡体制を設置する。なお、職員の動員は一般災害対策編「第3部 第1章 第1節応急活動体制の確立」に定めるところによる。

なお、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時に、当該情報を発表することとなった地震等により、すでに災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合は当該体制による。

第2 広報

1 内容及び手段

市は、防災行政無線、ホームページなどの多様な手段により、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容を周知する。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応（巨大地震警戒対応）

第1 災害対策本部の設置

後発地震に備えた応急対策を実施するため、災害対策本部を設置する。なお、職員の動員は一般災害対策編「第3部第1章第1節応急活動体制の確立」に定めるところによる。

第2 災害応急対策の実施状況等の情報収集・伝達

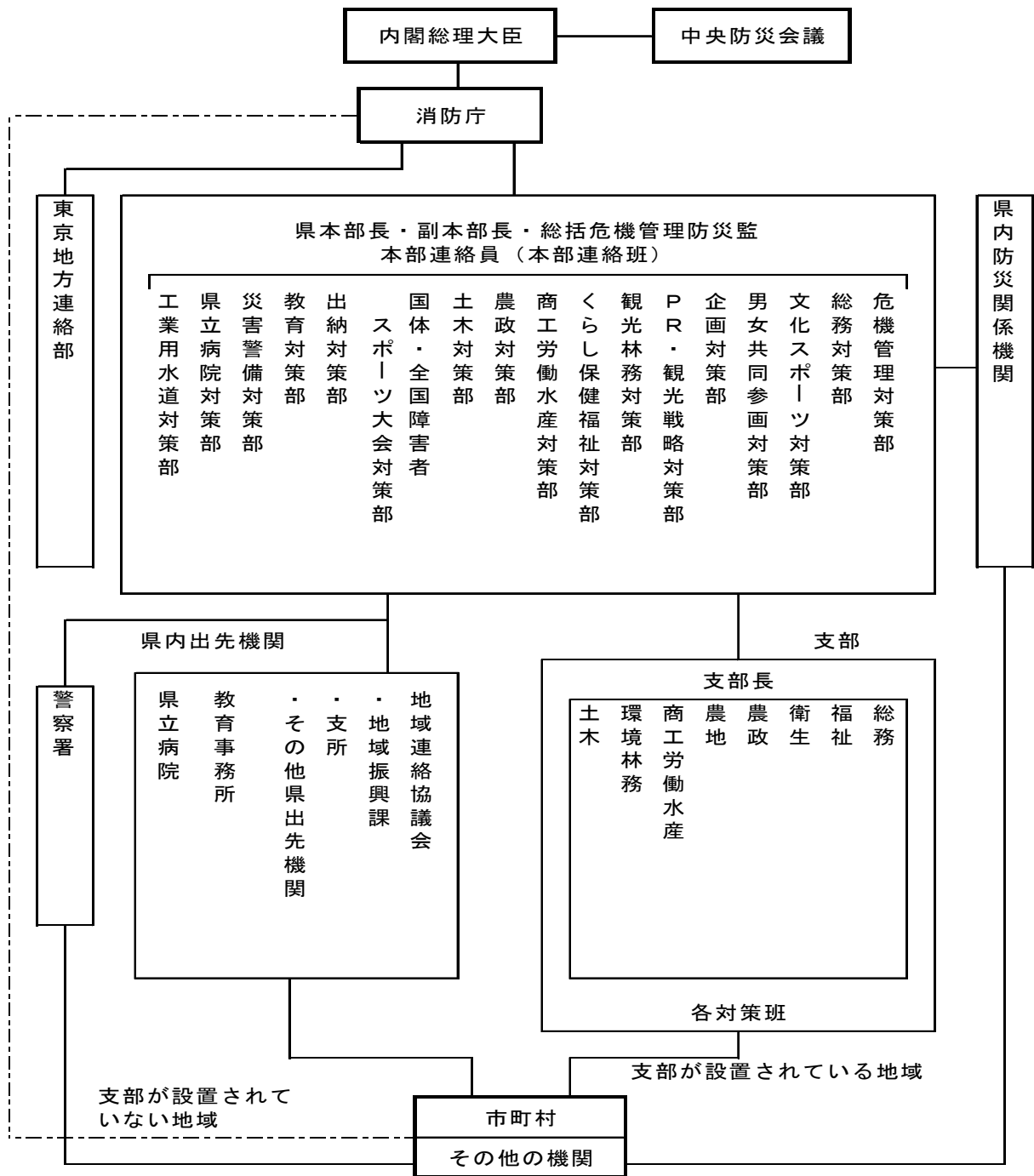
1 国からの警戒する措置をとるべき旨の指示の伝達

県は国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が寄せられた場合、防災情報ネットワーク、防災行政無線、緊急速報メール等の手段により、速やかに市及び関係機関等に対し、当該国からの指示を伝達する。

2 災害応急体制の実施状況等の情報収集

市、県、国は図3に定める体制により、次のとおり災害応急対策の実施状況等の情報収集・報告を行う。

【図3 情報等収集報告系統】



----- 県と連絡が取れない場合の通報を示す
 ———— 通報連絡を示す
 ———— 通達連絡を示す

3 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、「第3部第2章第2節災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めるところによる。

第3 広報等

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表時の広報

市は、防災行政無線、ホームページなどの多様な手段により、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃から地震の備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。

周知にあたっては、臨時情報発表時にとるべき行動について、具体的にとるべき行動を示すこと等に配慮する。また、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるとともに、臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起も合わせて実施するよう努めるものとする。

併せて、推進地域内に居住又は滞在する住民等に対して、今後の当該地の市町村が発表する情報に注意するよう呼びかけを行う。

また、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の状況の変化に応じて、逐次、伝達するために必要な措置を講ずる。

2 市が管理する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、博物館、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設等の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とるべき行動を伝達する。

なお、巨大地震警戒対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達するものとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

3 留意事項

(1) 先に発生した南海トラフ地震により、市内の沿岸部において被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

第4 巨大地震警戒対応の期間等

1 巨大地震警戒対応の期間

県及び市の実施する巨大地震警戒対応の期間は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発生から1週間とする。

2 巨大地震警戒対応の期間経過後の対応

1の巨大地震警戒対応の期間経過後、県及び市町村は、さらに1週間、巨大地震注意の対応をとるものとし、その内容は、第5節に定めるものと同様とする。

第5 関係機関のとりべき措置

1 消防機関等

(1) 市は消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点にその対策を定めるものとする。

2 県警察の活動

県警察は、犯罪及び混乱の防止等に関して次の事項を重点として必要な措置をとる。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 不法事案等の予防及び取締り

(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

3 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 上下水道

水道事業者は、飲料水の提供が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠である。

このため、水道事業者は同情報を把握し、状況把握に努めたうえで飲料水の供給を継続するものとし、飲料水を供給するために必要な体制を確保するものとする。

(2) 電気

電気事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるから、電気の供給の継続を確保することが不可欠である。

このため、電気事業者は同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、飲料水の供給を継続するものとし、飲料水を供給するために必要な体制を確保するものとする。

(3) ガス

ア ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を把握し、状況の把握に努めた上で、ガスの供給を継続するものとし、ガスを供給するために必要な体制を確保するものとする。

イ ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置をとるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信

ア 電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠である。

このため、電気通信事業者は同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、通信を確保するものとし、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。

イ 電気通信事業者は、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等に努める。

(5) 放送

ア 放送は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。

このため、放送事業者は同情報等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携を取り、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

イ 放送事業者は、住民に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供にあたっては聴覚障害者の情報入手に資するようテレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

4 金融

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備えた金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

5 交通対策

（1）道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について住民等に周知する。

イ 県及び市は住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の状況について、平時からホームページ、広報紙等により提供する。

（2）海上

ア 第十管区海上保安本部及び港湾管理者は津波に対する安全性に留意するとともに、海上輸送路の確保についても考慮し材工船舶の避難対策を実施する。

イ 港湾管理者は津波に対する安全性に留意し、津波による危険が予想される地域に係る港湾対策を実施する。

（3）鉄道

鉄道事業者は、安全性に留意しつつ、運航するために必要な対応を実施する。津波により浸水するおそれのある地域については津波への対応に必要な体制をとる。

なお、鉄道事業者は、平時から住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運航規制等の情報について周知する。

第6 市自らが管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、博物館、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき応急対策を実施する。

なお、計画を定めるにあたっては次の事項を考慮するものとする。

（1）各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の利用者等への伝達
〈留意事項〉

- ① 利用者等が極めて多数の場合は、利用者等がとるべき防災行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。

② 避難場所や避難経路，避難対象地域，交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう検討すること。

イ 後発地震が発生した場合における利用者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備，備品等の転倒，落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水，食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検，整備

キ 非常用発電装置，防災行政無線，テレビ，ラジオ，コンピューター等情報を入手するための機器の整備

ク 各施設における緊急点検，巡視

(2) 個別事項

ア 災害対策本部又は支部等が設置され，災害応急対策の実施拠点となる庁舎等にあつては，その機能を果たすために必要な措置

イ 社会福祉施設にあつては，次の事項

① 入所者等に対する保護の方法

② 避難経路，避難誘導方法，避難誘導実施責任者等

ウ 病院にあつては，患者等の保護等の方法について各施設の耐震性・対浪性を十分に考慮した措置

エ 学校，職業訓練校，研修所等にあつては次の事項

① 児童生徒等に対する保護の方法

② 避難経路，避難誘導方法避難誘導実施責任者等

2 道路，河川その他の公共施設

(1) 道路

市は，あらかじめ定めた計画に基づき道路管理上の措置をとる。

なお，計画を定めるにあつては，橋梁，トンネル及びのり面のうち，危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。

(2) 河川，海岸，港湾施設及び漁港施設

市は，あらかじめ定めた計画に基づき水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えた措置をとる。

なお，計画を定めるにあたり，内水排除施設等については，施設の管理上必要な操作，非常用発電装置の準備，点検その他所要の措置については，施設の管理上必要な操作，非常用発電装置の準備，点検その他所要の措置について定めるものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について，当該地域における想定震度及び津波による浸水等を考慮し工事の中止等の措置をとるものとする。

なお，津波による浸水のおそれがある地域においてやむをえない事情により工事を継続する場合には，津波から避難に要する時間を勘案するなど作業員の安全確保を図るものとする。

第7 滞留旅客等に対する措置

1 市

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

2 市以外の機関

市以外の機関で、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、「第6 関係機関のとりべき措置」等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護及び食料等のあっせん並びに市が実施する活動との連携等の措置をとるものとする。

第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応（巨大地震注意対応）

第1 災害警戒本部の設置

1 後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害警戒本部を設置する。

2 動員の方法

職員の動員は、一般災害対策編「第3部第1章第1節応急活動体制の確立」に定めるところによるほか、すでに南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表により参集している職員による動員を行う。

第2 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、一般災害対策編「第3部第2章第2節災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めるところによる。

第3 広報等

1 市は、防災行政無線、ホームページなどの多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。

2 市が管理する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎、会館、社会教育施設、博物館、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震の備えへの再確認を行う等、とるべき行動を伝達する。

なお、巨大地震注意対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達することとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

3 留意事項

（1）先に発生した南海トラフ地震による被害発生等への留意

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ大地震により、市沿岸部に被害が発生し、住民等の避難や救助活動が実施されている場合があることに留意する。

第4 巨大地震注意対応の期間等

1 地震が発生ケースの期間等

太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除き、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表対象となる地震が発生したケースにおける県及び市の巨大地震注意対応の期間は1週間とする。

2 ゆっくりすべりが観測されたケースの期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースにおける県及び市の巨大地震注意対応の期間は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間とする。

第5 その他

市は、市が管理する施設・設備等の点検等日頃からの備えを再確認するものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、一般災害対策編「第2部災害予防第1章災害に強い施設等の整備 各節」に定めるところによる。

なお、具体的な事業執行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- 2 避難場所の整備
- 3 避難経路
- 4 土砂災害防止施設
- 5 津波防護施設
- 6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設 消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設
- 7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- 8 通信施設の整備
 - (1) 市防災行政無線
 - (2) その他の防災機関等の無線
- 9 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備 石油コンビナート等特別防災区域に係る都府県、市及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。

第6章 防災訓練に関する事項

1 市は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための差異が応急対策を中心とし、大規模な地震を想定した防災訓練を少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

県は、市町村が自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、市町村に対し、必要な助言と指導を行うものとする。

市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

(1) 要員参集訓練及び本部運営訓練

(2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

(3) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練

(4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

（防災訓練の実施にあたって配慮すべき事項）

(1) 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動をここに定着させるよう工夫すること

(2) 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

1 市職員等に対する教育

市は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を行うものとし、その防災教育の内容は少なくとも、以下の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育・広報

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、東日本大震災の教訓や過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発を地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うことに努めるとともに、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。また、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

なお、実践的な教育・広報のために、印刷物、映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに も留意する。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

- (10) 避難生活に関する知識
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容